

国土審議会計画部会第2回持続可能な国土管理専門委員会

平成17年11月14日（月）10:00～12:00

国土交通省 1 1 階 共用会議室

○事務局 ただいまから国土審議会計画部会第2回持続可能な国土管理専門委員会を開催いたします。

国土計画局計画官の深澤でございます。先生方にはお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。本日のご欠席は遠藤委員、谷口委員、三好委員、亙理委員です。

まずお手元の資料を確認させていただきます。議事次第、座席表の他、資料が1から4まで、参考資料1と2がございます。有田委員から、前回の資料に対するご意見をいただいております。不備等がありましたらおっしゃってくださいませ。

では、以下の議事につきまして委員長にお願いいたします。

○委員長 おはようございます。これから議事に入らせていただきます。

今日のテーマは、お手元の議事次第でございますように、大きく二つのテーマでございます。

ただ、お互いに関連しているテーマでございますので、それぞれ議論いたしますが、それぞれのテーマに関連して、もしお互いの関連づけの議論があれば、それについてのご議論もさせていただきたいと思っております。

最初に「水と緑のネットワークの形成を通じた自然環境の保全・再生」を事務局からご説明いただきご議論し、その後2番目のテーマに移らせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 それでは前半、水と緑のネットワークの形成を通じた自然環境の保全・再生に向けた論点をご紹介します。資料2でございます。

人と自然の関係に関する基本的な考え方ということで、以下の点についてどのように考えるかということですが、真ん中ぐらいに、循環型社会の構築と並んで、自然の保全・再生を一層推進し自然との共生を図っていく、これも言わずもがなでございます。自然の保全・再生のために、破壊・分断された自然を回復させることが基本であろう。特に二次的自然の一部について質的劣化が懸念されている、あるいは管理システムが立ち行かなくなっている部分があるということで、このような事態に対処するために、必要に応じて人間

の関与がより少なくて済むような、当然ゼロにはならないわけですが、管理形態を検討すべきではないかということがございます。

自分たちの自然環境をよくするだけではいけないので、エコロジカルフットプリントが非常に大きいということもありますので、地球環境全体を視野に入れた活動についても留意しなければいけないということがございます。

2 ページに参りまして、方法論の部類に属すると思いますが、以上の基本的な認識のもとに、以下の認識が妥当であるかということで、自然の再生で多様な生態系を形成することが重要である。分断して孤立化したものを生態的回廊で相互につなぐ。原生的な自然地域等を核として、森林、農地、都市内緑地、河川、沿岸域、海域などをつなぐネットワークの形成が重要である。

質的に劣化した二次的自然について、放置するのではなく、例えば森林の場合、長伐期施業とか針広混交林への誘導とか、人間の関与が、長期的にはより少なくて済むような管理形態に移行すべきではないかということがございます。

流域圏の中で、水循環、土砂循環等々について重要である。むやみやたらにつないでしまっただけではいけないので、外来生物や感染症の拡大防止、あるいは鳥獣被害防止等の観点から、むしろシャットアウトする、あるいはバッファーをきちんと設けるということの重要性もあるかと思えます。

3 ページですが、都市空間の快適性の向上の視点も必要である。

もう少し具体的な方法論になりまして、「水と緑のネットワークの実現に向けて」ということですが、ネットワークの具体像を提示したいというのが一つであります。それから、最新の科学的な知見を活用していく必要がある。

ネットワークの効用は、水と緑が増えるということではよくわかるんですが、なかなか具体的にうまく言うことができませんで、いい方法はないだろうかということ。渡り鳥やウミガメなどの視点も重要ということで、国際的な視点も、ネットワークにおいては必要になってくるということです。

国の役割ですが、ぜひネットワークの具体像について国が率先して示していきたいということがありますのと、地域がネットワークを維持保全していくのが不可欠であり、おそらく基本であるだろうけれども、国としてどう取り組めばよいかということがございます。

後ほどご紹介しますが、既に関係省庁で、自然環境の保全・再生に関する取り組みが開始されていましていろいろな連携もなされていますが、より体系的・効率的なものにして

いくという観点からどんなことが必要であるかということがございます。

必ずしも新たな事業ではなくて、既存の施策に反映するだけで随分とネットワークの形成に寄与できるのではないかと考えていまして、その点からのご検討がいただければと思います。

地域での推進体制ですが、やはり地元で明確なリーダーシップ推進体制が必要だと思えますが、そのためのいい方法はないだろうかということと、国土形成計画で、1年おくれで広域地方計画の議論もこれから進んでまいります。特に県境にまたがるネットワーク等々の観点で合意形成の場として活用し得るのではないかとございます。地権者、河川管理者、土地改良区、漁業者等の協力体制をどう構築したらよいかというのがございます。

市民・企業の参画を促進する仕組みですが、既にいろいろな方々がいろいろな立場で、非常に多様な、多面的な取り組みがなされておりますが、企業もいろいろな関心を持っているように報じられています。

このような取り組みの一つ一つが、より広域的なネットワークの一翼を担っているんだということを明確にして、参画意識を高めてもらうような仕組みがわりと有効ではないか。

この場合に、よく役所がつくれます何とか協議会ではなくて、いろんな方々が自然発生的に自己増殖的なネットワーク、そういうメカニズムを大切にすべきではないかということです。

潜在的に興味を持っている方々が多いのではないかとということで、企業や一般市民からの、例えば寄付の受け皿とか、いろんなネットワークを構成するような仕組みの創設が有効なのではないかということがございます。国際的な視点がうまく入らないかということがございます。

既に、例えば自然再生推進法に基づきます、釧路湿原などの自然再生プロジェクトが行われていたりしますし、今後、都市地域内の低未利用地とか里地里山の自然再生における自然再生プロジェクトも出てくるのではないかとございまして。

参考資料1をごらんいただきたいんですが、「水と緑のネットワークの形成を通じた自然環境の保全・再生に向けた論点」でございまして。

1ページから順番に簡単に申し上げますが、これは既にいろんなところで議論されております水と緑のネットワークの形成のイメージ図でありまして、町田市などでは既にいろいろな動きが始まっている。

2 ページですが、少し技術的な観点で、エコロジカルネットワークの、例えばつなぎ方とか、あるいは生物の生息空間の配置形態についての一般的な理論をご紹介します。

3 ページに参りまして、いろんな生態系ネットワークのスケール、国土・地方圏レベルから市町村レベルまでいろいろなレベルがあって、重層的な策定の必要があるということとか渡り鳥の経路。

4 ページが自然再生推進法、これはたしか平成14年に成立した法律だと思いますが、ごらんのように閣議決定で自然再生基本方針が策定され、いろんな取り組みの支援の仕組みができて、着手されつつあるという状況でございます。

5 ページに参りまして、その一つの例としまして、釧路湿原における湿原再生への取り組みが今なされているということでございます。

ただ、論点で申し上げましたように、推進体制等々について、こういうことも参考にし議論していただければと思います。

7 ページ、8 ページですが、各省庁で、我々の観点で、水と緑のネットワークの形成に資するようないろいろな施策を取りまとめたものでございます。見にくくて恐縮ですが、いろんな観点で、いろいろな制度や事業や物がつくられて推進されているということを3 ページにわたってご紹介しております。

それらの具体的な例としまして、例えば10 ページですが、環境省で、自然環境保全等を目的とした地域指定制度が発足しているということとか、11 ページに参りまして、林野庁の緑の回廊という政策がこのように進められているとか、あるいは12 ページで、農林水産省の田園環境マスタープランが推進されている。13 ページに参りまして、魚が上りやすい川づくり推進モデル事業をご紹介します。14 ページで、緑地環境整備総合支援事業をご紹介します。15 ページに参りまして、沿岸域の良好な自然環境の再生・創出についてです。16 ページで、藻場や干潟を対象として、生態系と海域環境の保全のご紹介です。17 ページに参りまして、海洋の漁場環境の保全に向けた取り組みということで、上流の森づくりから始まって、海洋のいろいろな環境整備まで、一つのネットワークとして進められているということでございます。18 ページは、先にご紹介しました3 ページにわたる施策を表にして、ポンチ絵にしてみたものでございます。十分単純化されておりませんが、たくさんあるということでございます。

以上、水と緑のネットワークを通じた自然の再生・保全に向けた論点と資料のご紹介ですが、これをつくる過程で、内部でいろいろな議論をしている中で、これは四全総のころ

から芽出しがなされて、叫ばれてきた施策です。

一定のレベルで進められていると見ることもできましょうし、しかしながら、当初意図したようなネットワークということになっているのか、なぜ進まないのかというところが非常にはがゆい思いでございます。

次に具体的に国土計画のレベルで何をやるんだということが非常に悩みの種でありまして、そのあたりを中心にご示唆、ご審議をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。資料2と参考資料1をもとに事務局からご説明いただきました。

資料2の1枚目は、自然と人間の関係についての基本的な論点を整理した上で、今日のテーマの2の議論が2ページからわたっております。

国全体としての緑と水のネットワークの形成の議論が一つあると思いますが、場合によってはそれ以上に、これは森地計画部会長から特にお話があった点ですが、これからつくる地域ブロック単位の計画の中で、水と緑のネットワークの形成というのはかなり重要なツールになる可能性もありますので、その辺も含めてご議論いただければと思っております。

先ほど事務局から紹介がございましたように、既存の施策あるいはさまざまな活動が既に動いているところでございますので、そのようなことをベースにしながら、改めて国がどういうスタンスでこのようなものを形成して、具体的に取り組む仕組みをつくったらいいかというような点についてご議論をぜひいただければと思います。よろしくお願いたします。

○委員 水と緑のネットワークとかエコロジカルネットワークは世界的に議論されていて、実効性が日本の場合ほとんど担保されていないのは、この間、先の全総以来、ほとんど絵に描いたもちになっていることからわかるわけですが、何が違うのかということですが、これは既に話題としては出ていると思いますが、例えばアメリカの場合には、環境アセスメント的な議論の中で、失われた自然環境をどこかで補うということでミティゲーションを行うわけですが、そのときにあらかじめどこでもいいから自然を再生しろというんじゃなくて、こういう系列に沿って自然を再生していくと、他でやるよりも非常に効果的だということが、あらかじめ施策の中で明示されていて、何かやったときは、そこでいわゆるミティゲーションをやってくれと言うわけですね。

それが進むと、そういうところを公的にあらかじめ確保しておいて、代償措置を講じるときは、ここでお金を払ってくださいねとやるというのがミティゲーションバンキングというやり方ですね。

ドイツはもっと進んでいて、ミティゲーションバンキングのことをドイツではエココントと言うんですが、同じ意味です。

エココントをどのように保障しているかという点、Fプランで保障しているんです。Fプランと緑地計画、ランドシャフトプランの中で、都市計画を確定するとき、いろんな開発についての条件をつけて、無条件に開発できるところと、ある条件つきで開発できるところと、全く開発ができないところというふうにして、条件つきの開発のところは、その場所で自然を再生したり、環境を再生したりするだけじゃなくて、例えば別の離れた河川沿いの自然再生をやることによって開発が認められるということがされていて、結果的に、いわば開発のメカニズムと保全・再生のメカニズムが連動しているわけですね。

そんなことをしないで、みんなが善意であるという前提に立って、開発に対するインベストメントと、自然再生に対するインベストメントが両方起こるなんてことはあり得ないわけですね。ほとんどは開発の中で、周辺空間に多少自然的な雰囲気をもたせようとする方が資産的な価値が上がる場合はそういうことをしますが、そうではなくて、いわば政策の中で、開發行爲と自然再生は対にしていけないと、今の社会システムの中では、自然再生にインベストメントをやって、民営で自然がどんどん再生していくというふうにはならないわけですから、そこは投資効果も、経済的にはそれほどプラスにならないという前提の中で、そこをどうやっていくか、これはまさに政策的な課題で、そこを国なり地方自治体が十分考えてこなかったということに尽きると思います。考えてこなかったことの背景には、そういうことを重視していない国民があると思いますが。

したがって、これを本当に、新しい国土計画の中でキチッと考えていくんだとすると、例えば都市計画とか農振計画の中に、もし人為的なインパクトを高くするような形での開発があった場合には、その分について、それを担保するような自然再生を行うことと、その場合には、あるネットワークに沿った自然再生を行うことが望ましいという関連性をつけないといけないので、そこを全く議論しないとこのままになってしまうような感じがします。

○委員長 ある意味で、日本が開発を中心に、非常に積極的に開発した時期が通り過ぎようとしていて、そういう意味では、おっしゃるような仕組みをうまく導入するせっかくの

時期を日本は失ってきたという問題点もあるんですね。

そういう事態の中で、ミティゲーションのような議論を具体的にどのような仕組みとして取り入れられたらいいかという議論ももう一つ必要な気がします。ありがとうございます。

○事務局 エココントとかミティゲーションバンキングというのは、国の銀行でしょうか。どういってお金が流れていくんでしょうか。

○委員 アメリカは国ではないと思います。多分州政府がリードして、民間でお金を集めておいて、開発業者がそこへお金を払うという格好で、用地買収したものについて、そこを埋めていくということだと思いますが、資料がありますので、また別途提供します。

ドイツの場合も、計画そのものは、都市計画の場合ですと、市がエココントの主体になるということです。これはご承知の階層制の中でやられることですから。

○委員 今のお話で思いましたのは、一つは、どこかにその分の緑地があればいいのかというところは少し疑問で、私は構わないという気がします。地域に愛着を持っている人からすれば、歩いて行けるところにあった、もしくは目の前にあったものがどこか遠くに、湿地なりがあるということで、果たしてミティゲーションされるのだろうか。広い視野から見ればミティゲーションになると思いますが。というところがどうなんだろう。広く見て、実際に行われているところの先進事例があればと思ひましてコメントしました。

それで思い出したのは、水に関して言いますと、宅地開発をした際に流出率をふやさないようにという、都市開発要綱で流出抑制をすることとなって都市の貯水池がつくられていたと思いますが、いま鶴見川などで問題になっていると聞いていますのは、要綱であるために、埋め立てていく業者が増えてきて、それをどうするかということが問題になっているということがございます。

生態系ではないですが、洪水対策という意味ではミティゲーションです。森林であったところを都市にして宅地化する。ただし、それでも従前と同じような流出しかなないように抑える施設をつくりなさいということでやっていたわけですが、それが、法律の罰則規定がないとなかなか守られていかないということかと思ひますので、おっしゃったような、より広く生態系という意味で考えますと、そういうことは必要なのかなと思ひました。

全体を通して、水と緑、どちらかというふだんの生態系について住環境を考えているような気がしましたが、背景としまして、例えば資料2の一番最後のところでは、人口減少と産業構造の転換という二つの、今後社会が変わっていく要因が書かれていますが、そ

れ以外に、一つは、今、水の分野では気候変動が本当に起こっているようである。それが広く受け入れられるようになってきているときに、洪水や渇水が増えるのではないかと言われているわけです。そういうものを考えて、水と緑のネットワークも、自然と人間が調和しているだけでなく、時として非常に被害をもたらす、もしくは水を、ある意味では自然から収奪する、もしくは地域という、上流に負担を押しつけて下流で非常に便益を受けているところがあるわけですね。そういうことに関してのもう少し記述というか、目配りがあるといいかなと思いました。

いいなと思いましたのは、活発な経済活動が地球環境に多大な負荷をかけている。したがって、国内だけではなく国外、渡り鳥に限らず、最近思いますのは、領土と国土は違うのではないかと。領土は国の主権の及ぶ範囲ですが、日本の経済活動もしくは暮らしを支えている地域がどこかを考えますと、それは領土に限らないわけで、広くその周辺、もしくは地球の裏側も、日本の経済活動もしくは豊かな暮らしを支えてくれているわけで、そういうところへの目配りが、国土計画の場合にはあっているのではないかと思いますので、その辺ご考慮いただければと思います。

○委員長 1点目の議論は、私、都市計画にかかわっているものですから、一つのツールとしてはプランで、たとえばある地域であらかじめ住民と合意して、緑の保全が重要だという位置づけがプランであれば、身近な緑と、プランで位置づけた緑をどのように考えるかというような議論の場に上げることはできると思います。今のお話で、プランの議論があると思います。

2番目は調整池の議論ですね。その議論は確かにあると思います。

○委員 今ミティゲーションのことが出たので補足させていただきますと、私が知っているのは、フロリダなどでは、そもそもミティゲーションバンキングはまとめてやったほうが自然再生がうまくいくだろう、専門家がやったほうがいいということですが、事前にやりますから、開発がどこで起こるかわからなくて、バンキングで使った自然再生をしたところと全く違う場所だといけないので、同じ流域であれば使ってもいいですという規定になっています。フロリダでは。

実際、ミティゲーションバンキングはどういうことで始まっているかということ、大きな自然再生をやるときに、仮に200エーカーやる必要があるんだけど、ここは300エーカーあるので、300エーカー一遍にやっしまえ、残りの100エーカーは別の人にも売ることができるということで、実態的には進んでいることが多いみたいです。

考え方としては、専門家がまとめて自然再生をして、それを開発する人にクレジットを売るというシステムです。

○委員 まず一つの点はネットワークという言葉です。これが二つの意味に分かれている気がします。

一つは水と緑のネットワークというときに、物理とか科学とか生態のつながりによってできているネットワークの話と、もう一つは、それらを実現するために、情報とか人のつながりができるだけ回るようにネットワークをつくりましょう、ボトムアップのネットワークだったりトップダウンのネットワークをつくりましょうという話の二つを、同じネットワークという言葉で、この文面の中でまとめられているということはちょっと混乱があるんじゃないかという気がいたしました。

一番最初に議論しなきゃいけないところは、水と緑のネットワーク、何らかの形で、水とか緑とか生態がつながっているという意味での、あるいは連続的につながっているという意味でのネットワークと、もう一つは、そういうものを保全するための情報とか人のつながりのネットワークをしっかりとつくっていくという2点であることをきっちり分けることが重要だと思います。

前者に関しまして、例えば四全総でそういうことを打ち上げながら、なかなかうまく実現できなかったというのは後者の人のつながりでもあるんですが、非常に情緒的な、感覚的な表現でしかなくて、生態あるいは緑というもの、あるいは水というものが何らかの形でつながっていればそれはそれでまとまりになるというあいまいさが残っていたところにあると思います。

それに比べて、例えば都市化して流出率が変わって、都市化した分、森林が減って水がたくさん出てくるかわりに、水を受ける池をつくりましょうというのは非常にわかりやすいですね。

これがなぜわかっているのかというと、雨がどういうふうに降って、どういう経路で水が出ていって、それが洪水の危険度につながるかという流れのプロセスがわかっているからで、水と緑の生態的なところについては、エコロジカルな方については、なかなかそのラインが見えないまま、ネットワークだと言っていたんですね。

これがどんな物理的な影響で、すなわちハビタットとなるような、水の流れとか土砂の流れでつくられるようなハビタットの形成の分断が行われたのか、あるいは栄養塩とかがうまく流れてこなくなるという化学的な、あるいは生化学的な話でずれているのか、ある

いは、そういうものの流れとかネットワークが、実はハビタットとか、そこでの実際の生態の活動に生きているのか、そういう流れといいますか、メカニズムと言うべきものか、それがしっかりイメージできないまま感覚的にネットワークだ、ただつないでいけばそれでいいんだという意味合いがあったのではないかというところが反省点だと思います。

生態系が、例えば基盤としての水とか、土砂の流れ、栄養塩としての物質の流れとか、うまくそれがつながっていることによって生態系がなり立つとか、あるいはもちろんそういうものだけでなく、生態的な動き、すなわちバイオパスとか、生物が動くということも含めてですが、その辺の流れをしっかりどこかで担保しながらでないで、そういう計画論は口先だけになって、結局は実現できないという気がいたします。

人と情報のネットワークについても同じように、どういう流れがボトムアップとして必要で、どういう流れがトップダウンとして必要なのかというところも少し議論して、この問題を煮詰めるべきだという気がいたしました。

○委員長 ありがとうございます。

事務局にお聞きしたいんですが、今日の資料2のペーパーは、ネットワークという言葉をおっしゃるような両方の意味で使われていますか。

○事務局 気持ちとしてはそうです。ですから、市民の参画というところにも言及はしております。

ただ、詰まった議論ではありませんので、例えば生態と物理的なネットワークの件で、私から申し上げるのは大変恐縮ですが、勉強が足りませんので、これが決め手というところをこれから深掘りしていかなければいけないと思います。そのような観点で何かご示唆がありましたら、ぜひお願いしたい。

人と情報のネットワークも同じでございまして、これが決め手というお知恵をいろいろな観点からちょうだいできればと思っております。

○委員 私は自然再生の日本での位置づけというのはまだ非常に軽いものであるような印象を受けています。

この夏にスペインのサラゴサでエコロジカルレストレーションの国際会議があったんですが、私は多少こういうことを研究でも扱っていますので、それに参加したんですが、北アメリカ、ヨーロッパでは研究者も行政の方もたくさん参加されていて、アジアでも中国とか韓国からはそれなりの数の参加者があったんですが、日本人にはほとんどお会いしなかったです。

そのときも、日本では自然再生ということが政策になってきたけど、まだ位置づけが低いのかなと思ったんですが、なぜかということ、アメリカ合衆国とヨーロッパでの自然再生のテーマとか、実際に進んでいる事業がどうなっているかということを考えながら、それが本当に妥当かわかりませんが、一つは問題が科学的、先ほども情緒的という言葉がありました、生態系が不健全化していて、それを例えば流域レベルとか、ネットワークが必要なほどのスケールで再生していかなければならないほど不健全化しているということに関する科学的な認識、データも十分でないということもあるかもしれませんし、認識が低いのと、一般の人たちのリテラシーも、日本人は仏教の影響もあって、自然と共生する心があると思われてきましたが、しばらく前のアメリカ合衆国の研究者の調査によると、一般の人の感覚は、アメリカ人に比べて自然に対して非常に疎遠であるというデータも、伝統的、歴史的にはそうではなかったと思いますが、そうなっている面もあるんじゃないかと思います。

アメリカ合衆国とかヨーロッパでは、自然再生はそれほど軽いテーマではなくて、社会経済的にそれぞれの国がなり立っていく上での重要性がそれなりに認識されているんだろうと思います。

アメリカ合衆国では、先ほども例に挙げたような水循環がかなり不健全化してしまい、それが生態系の広域的な不健全化の一つのあらわれですが、それが持続可能性を損なう面がすごく強く科学的にも認識されていますし、経済的にも認識されているんだろうと思います。

失われた生態系機能を代替的に、他のやり方でするとしたら非常にコストがかかるということを環境経済学の方たちが研究もされていて、そういうこともありますので、日本の自然再生推進法のような法律とはだいぶ違う、例えばエバーグレイズ湿原でしたら、水環境をしっかりと取り戻していくような法律とか、州の制度とか、そういうものでできていますし、他の場もそうですね。個別の事業にかかわる法律ができています。

ヨーロッパでは農業の再生がとても重要なテーマですけれども、農業の再生は、農業の場が環境保全の場であるということがとても重視されていて、その国ごとに、たとえばスイスでしたらある一定の面積、農地の7%ぐらい、数字が間違っているかもしれませんが、保全に使わなければいけないとなっていますし、国民的な議論の中では、それをこれから10%にしていくかもしれないということも話題になっているようですし、イギリスでは田園生態系の再生の大きな枠組みがあって、それに関しては、その政策がかなり効果

を上げている科学的な評価も最近出されているように思います。

ですから、情緒とか感覚的な、破壊をしてきてしまったから取り戻せない、気持ちの問題としてということではなくて、こういう機能を回復させるためにはこのような事業が必要だというような検討がかなり行われて、経済的にも重要だという認識のもとに進められているんじゃないか。そこまでの議論は日本では成熟していないような印象を受けます。

○委員 こういうプロジェクトを成功させていくためには、私たち防災で、今後30年以内に地震が来るということなので、数値目標を立てて、ここまでやっていくということを決めていくのが重要なのかなと思います。

国土計画ですから、この前、河川の先生に、100年ぐらいじゃないと自然の問題は考えられないと言われてまして、100年後の姿をきっちりと描くことが一番大事なのかなと思います。

数値目標を決めるのは、お役所の方に嫌がられていまして、責任をとれと言われる、それが嫌だということと、もう一つ、市民の人が、数値目標を決めても知らないということもあるのかもしれませんが、数値目標はむしろお役所が決めるより市民の人が決めるような仕組みが大事なのかなと。

お役所がやるべきは、市民の人が進んでいるかどうかをはかれるデータの整備をきっちりやっていくのがいいのかと思っています。

自分の問題と考えない限り、誰かがやってくれるだろう、お役所が決めた数字はお役所が責任を持ってやるんだらうということで、なかなかプロジェクトが進まないとういことがあるのかなと。

お役所がやるべきは、前回から出させていただいています、いろんな地図にかかわる資料、今回も、どこでどんなプロジェクトをやっている、ラムサールはここだというデータがあるんですが、いまどきGISの時代ですから、そういうものを全部電子地図の上に落としていくとか、リモートセンシングのデータはおそらく自然環境の管理に非常に有効なデータとして使えると思いますから、そういったデータをお役所は整備して、市民にとっては分析は難しいですから、それが簡単に見れるような形でデータ整備をするのがいいのかなと。

これもアメリカの話ですが、サステナブルシアトルというNPOがありまして、そこが年に1回、環境レポートを出しているんです。

どうやっているのかというと、お祭りみたいに年に1回集まって、私たちが環境が戻っ

ていると決めたもの、例えばお魚が何匹戻ってきたとか、鳥が何匹見れたとか、そういうことによってむしろ自分たちの問題として環境のことを考えていけるということがありますから、国土計画も自然の問題ですが、自分たちが、測りに行ったりするのは環境庁がやっているのでしょうか、そういう形で、自然がこれだけ戻ったねとか、私たちがこういうふうに決めたんだという仕組みで達成を管理していくのが重要ななと思いました。

○委員長 国土計画の中に数値目標がありまして、これはあくまでも国土を大きく土地利用で区分した農地がいくらとか、そのレベルの数値目標です。おっしゃっている話は違いますね。

○委員 もうちょっと細かいですし、何で測るのかというのももう少し考えないといけないのかなと思います。

今の未利用農地がいくらか、そういう形じゃない目標の設定なのかなと思います。むしろ検討分野ごとに五つとか、そういう形かなと思います。

○委員 世界じゅうのことについてはよくわからないんですが、国土審議会に入りまして、これから国土計画を立てるということですが、これから立てていく計画そのものが、絵に描いたもちを描けばいいのか、あるいは食べたくなるようなもちを描けばいいのか、または、食べたら、体が痛んでいるのがよくなりますよという、薬膳的なレシピを書けばいいのか、そのあたりがよくわからないというのが一つあります。

今日お示しいただいた資料の中で、地域での推進体制をどうするかが問題だと。まさにその通りだと思いますが、実際に地域を預かっていろいろやっている立場からしますと、国がこうだということを決めつけて、それを全部こういうふうにするんだということも大切ですが、それぞれのところでこうしたらいいというような地域再生あるいは自然再生のようなものを応援して、地域で先に行けるところのものは先にやって、それをモデルにするようなやり方、全部画一的に国全体、地域はどうあるべきだ、制度はこうだ法律はこうだというような形ですべて決めてしまって、この範ちゅうの中でやれということよりも、それぞれの地域で自発的に、こうしたらこの地域はよくなる、山林がこんなになります、農地はこんなになりますというような絵を描いたら、その絵を応援して、先進的なところは先に進ませて、他のところがそれをまねていくことができるようなシステムがあるともうちょっと変わるんじゃないかなと思います。

○委員長 さんざんこれまで書いてきたけれどうまく成果が上がらないというのが事務局のお話ですが、そうでないことにしようということですし、それぞれの地域、おっしゃる

通りで、国全体が一本の絵を描けばいいということではなくて、冒頭に申しあげましたように、少なくとも地域ブロック単位で議論する仕組みに、この議論を展開していくことができればと思っております。

○委員 今おっしゃられたことに似ていますが、地域間の温度差は非常に激しいと思います。

特に自然の保全と再生ということに限っていうと、例えば関東、東京周辺の都市部での緑地を守る考え方、それと、私は三重県ですが、その地域の中に今、高速道路がついているんですが、道路がついていくときの、事前に自然の状態をどう判断をしていくかということに関して、住民の温度差によって行政の対応が全然違ってくるといった感じがしています。

もしも私どものところについていく高速道路が、世田谷とか横浜でつくようだったら、より繊細な、事前の自然の対するチェックに気を使うだろうし、われわれのところですと、地域としては開発を求めるところが強いので、活発な話が出ないでスツとついていくという感じが見られるわけです。

そういう点では、最初にお話があったミティゲーションの問題とか、そういう形で再生に関して担保を取るといった形の考え方はどこかでしっかり押さえられていくと、意識の低いところであっても、差し当たって一つの場所がキープされていて、義務的にそこに再生をしていくということになりますと、果たしてそこを通るのが正しくて、どれぐらいの負荷が、それにかわるものとして、非常に高い負荷の部分であれば広いところが要求されるとか高低をつけていけば、より繊細な部分が起きてくるんだろうという気がしております。

もう一つ、先ほどお話にあった資料2の一番最初の一番下にある、わが国の経済活動と地球環境の問題と、もう一つは、次のページの下から三つ目のポツに森林の問題が少し書いてありますが、ここで最近、幾つかの国際的な環境保護団体の連中と会う機会が続いたんですが、その方々の、日本の森林に対するとらえ方と、地球環境に対する対比の仕方は、我々が思っているよりも以上に、日本の木材の大量消費とか、あるいは規則性のない輸入のやり方に対してかなり批判的です。

その結果として、幾つかの国の原生林が破壊をされていくというかなりはっきりしたデータを示しながら要求をされてくるとなると、ここでもう一つ、日本国内の木材生産を、人手をかけない森林づくりでありながらも、どこかで木材生産をしっかりと意識をしたようなものを入れておかないと、地球環境の1ページの一番下の話と少しずれてくるような

気がします。

ましてや日本の国民自体が、森と、日常的に使っていく材木とか紙との関連に対して非常に意識の低いレベルにあるわけでごさいます、紙が森からできているという意識がほとんどないわけですね。

そういう中での計画である以上、個々の森林問題を、単純に人手のかからない森に変えていく、自然林のような形に変えていけばいいのかという話になっていくとなると、少し国際的な動きの中での日本の責任を果たせないような気がいたしまして、その辺の書き込みを少し工夫された方がいいんじゃないかと思います。

○委員長 大きな枠組みとしては我々、選択的管理という言葉を使っていて、しっかり生産する場がまず第1に重要で、何段階かのランクを設けて森林を考えていきたいと思います。ということですから、過去は、おっしゃるように生産というベースの森林を考えていますが、おそらく事務局は今日は水と緑のネットワークということで、そうでないところを強調されたんですね。

○事務局 痛いところを突かれました。人手が足りないので、高齢化・過疎化で、ないものねだりはできないので、人手がかからない、人手が足りなくなったことは受け入れる必要があるだろう。

一方で、国際的に見て循環型社会ということを考えても、もっとちゃんと国内の森林を温存しておいて、海外の木ばかり切るのかということがありますから、使わなければいけない。あるいはCO2の関係でも、CO2を吸わせるためにも入れなければいけない。そこは精神分裂を起こしています。

次回、森林の問題も取り扱いますので、そのときにもまたいろいろご示唆をいただきたいと思います。

委員長おっしゃったように、本日は水と緑の観点からの議論でございます。

○委員 冒頭おっしゃった、開発のメカニズムと再生のメカニズムを連動させないといけないというのは、まさに開発の側からいってもそういう問題意識が鮮明にありますので、ぜひ最終的な接点を取れるような形でしていきたいんですが、残念ながら現状では、連動しないプロジェクトの方が経済的に有利になってしまうという市場の失敗が起きているということです、これは民に任せてできることではないので、官に関与してもらわないといけないことかなということで、事例を挙げてご説明しますと、官の関与は規制と助成、あめとムチとあるわけですが、市川市の行徳臨海部の陸側の再生のプロジェクト、この場

の用語で言うと開発のプロジェクトになりますが、そのお手伝いをしているんですが、ご案内の通り三番瀬を埋め立てないことに決まりましたということで、大変な干潟の資産が目の前にある。

すぐ裏手には宮内庁の鴨場がありまして、これは皇太子御夫妻がデートされたということで有名ですが、両方とも世界的な環境資産であって、個人として見ても企業として見ても価値があるだろうとみんな思っているんですが、その間に80ヘクタールぐらいの土地がありまして、そこがどんどん売れていくんですが、何に売れていくかという、例えば廃棄物の中間処理場だったり、一番多いのは物流センターだったりということで、東京に近いということでそういうことが起きる。

何でそんなのが建てられるのかというと、その場所が工業専用地域なので、そういうものしか建てられないんです。だから、非常に貴重な自然資産がありながら、都市計画レベルでは工専をかけているということですので、制度上どう見ても矛盾していると言いますか、調整速度の方が遅いものですから、世の中の実態に、なかなか時間的にキャッチアップできないという状況になっていて、こういうケースは至るところで起きていると思います。

最終的にビジョンをかくあるべしと書いても、ほとんど経済的には意味がないので、規制のレベルまでどんどん落としていく。ドイツのFプランのようなものも含めてですが、やってほしくないことはやれないようにしないと意味がありませんので、国土計画の議論でも、最終的な実現可能性のところまで見通した議論をしておく必要があるかなと。

もう一つ助成ですが、外部経済の内部化の問題で、再生のメカニズムが果たす経済的なメリットは何かということに帰着すると思いますが、例えば土地の値段が上がるとか、あるいは住民が入ってくるということは明らかに経済的なメリットなので、固定資産税とか住民税が将来上がった分を、今は税收の増加は自治体に単に入ってしまったら一般財源化するんですが、ちゃんと事業者に戻してあげる。

開発部隊の用語でいくと、開発利益の内部化、還元ということになるんですが、人のためにやってあげて、自分のために入ってくるのでは民間ビジネスとしては成立するはずがありませんので、そのリンクをうまくとってあげるということで、これも前回申し上げましたが、例えばT I Fとか、新しい用語ですが、免税債のような形で、これは国税になります。いいことをするような企業が発行する債券、あるいは地方が発行する債券については利子所得税を減税してあげるというようなことで、相対的に有利に資金調達をし

てあげる方法、あとは金融とか補助金もあると思いますが、そういうものも駆使していかないといけないのではないかと思います。

○委員 先ほどかなり消極的なことばかり発言してしまったので、風が変わりそうな雰囲気もあるということをつけ加えたいと思いました。

一つは、再生みたいなものに関する関心はかなり日本でも広がってきていると思います。

日本の自然は、場所によってすごく違いますし、これまでの人とのかわりでもいろいろな例があるので、あまり画一的なテーマではなくて、いろんなものがこれから始まっていけばいいと思っているんですが、たくさん挙げると時間がなくなってしまいますが、例えば最近ちょっとお話があった例では、縄文時代の遺跡を発掘しているような場所で、その周辺を縄文時代の自然再生にしてはどうかという話が、少し時代がさかのぼった再生のプロジェクトを考えている人がいらっしやるとか、もう一方は企業が、萌芽的ではありますが、こういうテーマに取り組み始めているということですが、CSR、数年前から日本でも随分関心が持たれたり、いろいろなレポートを出す企業が出てきていますが、それはヨーロッパに物を売るには、ヨーロッパのスタンダードで企業活動をしていかなきゃいけないということとか、あるいは大都市の消費者などはだいぶ意識も変わってきていますので、そういうことを意識しているということもあるだろうと思いますが、自然再生に関するテーマでは幾つもあるんですが、例えばある大きな家電メーカーが、その地域の方と協力して、もう使われなくなってしまった谷津田を再生して、そこで酒米をつくって、社員の楽しみという感じですが、お酒を楽しむというプロジェクトをしていたり、大都市圏のある私鉄ですが、私鉄は郊外の里山地域の開発とこれまでかかわってきたわけですが、里山の保全にどんな貢献ができるかということを考え始めて独自の調査研究をされているんですが、法面の里山的な環境への再生のようなプランを、そういうのはホームページで見させていただいた情報ですので、具体的にどのぐらい進んでいるかよく知らないんですが、最近ホームページを見ただけでも、2～3年前とは違う風も吹き始めている印象を持っています。

○委員 ネットワークづくりの話ですが、官製のネットワークではない、地域住民からの自由で自発的なネットワークという言葉がありました。市民サイドから、自分たちでそういうものを積み上げていく、特にネットワークを積み上げていくのは多大な労力がかかって、しかも市民はいろんな価値観を持っている人たちが集まっていますので、それをつないでいくことは非常に難しいということ現場でいつも感じています。

実際、私たちのみずとみどり研究会という団体でやっているのは、前回もお話ししましたが、身近な水環境の全国一斉調査ということで、これは国交省とか河川環境管理財団などからバックアップいただきまして、随分長いこと日本全国で積み上げてきたつながりがあったので、それぞれの日本のいろいろなブロックごとに、中心になってくださる実行委員の団体に来ていただいて、全国レベルでのネットワークをもっとどんどん広げていこうと。

昨年、2,500地点ぐらいの調査地点だったのが、ことしは5,000点以上に増えて、参加の団体とか人口も増えてきたんですが、そのときに非常に感じたのは、自分たちだけ、市民たちだけでそれをやっというのは難しくて、物心両方の面からのバックアップが必要で、ようやくそこまで積み上がってきているというのを非常に感じています。

お金の問題は、長く続けるというのは難しいと思いますが、これからもそういうつながりをどんどん広げていくためには、どこかでお上の声がかかりという感じになってしまうとまた違うと思いますが、組織的なものと連動して一緒にやっという感じ、自分たちが足りない部分をそうやって、例えば声かけとか、あるいは情報を流してもらうといったような仕組みづくりのところには行政が関わっていることは、市民側からも大きな安心感と、励みになるというところがあるのが、今後もそういう仕組みづくりのところでは考えていただけたらと思います。

情報の共有という話もいままでも出てきたんですが、たとえば環境省では1970年代から、自然環境保全基礎調査ということで、5年置きにいろんな情報を整理してきていて、特に私も専門の部分でかかわっているのは植生の話ですが、日本全国5万分の1の現存植生図ができていますが、今、2万5,000分の1の作成で見直し作業をしています。

このレベルも世界的に見ても、これだけの植生図が全国レベルで集まっているというのは本当に稀な財産です。稀な財産を、もちろん国土が改変されていくわけですから見直しもしているわけですが、非常に残念ですが、環境省の中ですら、そういう事業は無駄だとか、利用されていないということをおっしゃる担当の方たちもいるわけです。

いままで積み上げてきた情報をうまく使っていないのは誰たちなんだという気もしまして、特に国の中の事業でそうやって、予算的には非常に微々たる予算でここまで来ているんですが、そういう情報をつなげてきたということを決して無駄にしないでいただきたい。そういった意味で、水と緑のネットワークの部分の情報にも寄与できると思いますので、

そういったところ。

国交省で言うと、水辺の調査も毎年行っていますよね。そういったものを、なかなか数値目標等の自然環境で使うのは難しいと思いますが、国として積み上げてきた情報を、特にこういう大きなプロジェクトであればあるほど、なおもう一回検証していただけたらと思います。

○委員 2点あります。

2 ページ目の下の方に「その際、水、土砂等について」と書いてありますが、この水については量だけでなく質も大事だということを、最後にまとめるときにぜひ入れていただきたいと思います。

特に水の質という中で、有機物とか栄養塩とか、汚濁負荷ということがあるわけですが、内湾の水環境の問題は特に過栄養ということが重要ですので、それがわかるように。それがないと内湾の水環境の問題は解決しないと思います。

5 ページ目に関係すると思います。「自然の再生・保全プロジェクトの推進」のところに関係があると思いますが、環境の問題の場合、データとか科学的知見という言葉が出ましたが、問題があるということはわかってきているけれども、再生・保全しようということになるとどうしたらいいかというところまで、方法論までいくと知見が十分でないという面があると思います。

したがって、いろんな人がいろんな意見を持って、多様な意見が噴出することになりますので、合意形成とか方法論として、それに至る過程として順応的管理を使うとか、合意形成をする場が必要とか、そこをリードするファシリテーターとかメディエーターという人が必要とか、そういった部分についても重要な点として入れるべきではないかと思います。

○委員長 それでは次のご発言までで、このテーマをとりあえず切らせていただいて、次のテーマに移って、さらにこれに関連するご意見があればいただきたいと思います。

○委員 先ほどの議論に若干補足させて頂きたいのですが、単なる開発の主体の企業への直接的な助成というだけではなくて、今、経済界ではこういう問題について、環境問題にどれだけ積極的かということも企業の株価に相当大きく影響されるようで、それぞれの企業が企業イメージのアップも含めて、IR等でも、現実に行っています。今日は水と緑という大きなテーマですので、直接に影響ないところでも、何かやりたいという企業や企業グループが勉強していることとかいろいろあると聞いていますので、そういう集団とい

いますか、そういうところにも方向性を示して、そういうものをやれるインセンティブがあればいいなと思いました。

どうしてもこういう大きなテーマになりますと、大きな開発に目が行きがちですが、大きくりに全体をとらえるだけでなく、方法論や具体的なイメージがないのですが、中小の開発も含めて、細かいところまで少しでもインセンティブが働くようなことを考えることも大事なのかなと思います。

○委員長 まだご意見があると思いますが、とりあえずもう一つのテーマがあるものですから、これをご説明いただき、このテーマの議論、重ねて、前半の議論で必要なご意見があればいただきたいと思います。

それでは資料3に移ってください。

○事務局 資料3「自然環境と人間活動が調和するランドスケープの形成」です。それと参考資料2、それから後ほど、麻生委員からご意見をいただいていますので、そのご紹介がございます。

自然環境はまだ何かイメージが出てくるんですが、ランドスケープは何をするのが非常に見えにくいというのが私たちの悩みでありまして、まずそれを冒頭に申し上げておきます。

ランドスケープに関する現状認識ですが、わが国のランドスケープ、非常に地形も複雑である、広葉樹、針葉樹、多様な林層とか、水田耕作で自然に深く手を入れてきた。歴史や文化の変遷の中で、神社仏閣などがうまく調和して独自のランドスケープになってきて、地域ごとにきわめて多様である。きわめて多様であるというのが重要なポイントだろうと思われま。

急激な都市膨張やバブル期のリゾート開発等々の開発の結果、失われてきたということと、農山漁村での過疎化・高齢化などに伴って、美しいランドスケープの担い手が失われつつあるのが問題じゃないか。世代間でランドスケープ像が随分と異なっている可能性があるのではないかというのがあります。

一方で、ゆとりの時代とか開発圧力の低下ということで、この機会を、ランドスケープという概念をうまくつくっていくチャンスとしてとらえるべきではないかということでもあります。

2ページ目に参りまして、ランドスケープとは何かとかいろいろありますが、これまでの議論をなぞった議論にとどまっております、その点大変恐縮ですが、国土審議会調査

改革部会報告、これは平成16年6月に出されました「国土の総合的点検」の中で、武内委員にもご指導いただきながら、人と自然との永続的な関係の中でつくられる歴史性や文化性も含めた空間の美しさという総合的な概念であるという定義がなされています。

すなわち単に目に映ずる風景が美しいということだけではなくて、自然と人間の営みの健全な関係も含む重要な概念であるということでもあります。

しかしながら、具体的に目に映ずる、あるいは耳に聞こえるランドスケープになってまいりますときわめて多様であるというのは申し上げるまでもありません。

ランドスケープを考える上で、自分の身の回りから水平線に至るまでいろんなユニットがあると思いますが、地形という概念がうまく使えるんじゃないかと思われま

す。以下、自然環境と人間活動の調和とか、地域の歴史や土地の特性の尊重とか、個別要素間の調和、こういうのが、美しいランドスケープの一つの要件ではないかと考えます。

3ページ目に参りまして、美しいランドスケープの効用として、特に地域アイデンティティの醸成は大変大事じゃないかと思

います。ランドスケープと、そこに住む人あるいは担い手は不可分ですので、その意味で人の要素、地域アイデンティティの醸成は非常に大事じゃないかということとか、快適な生活環境の形成、地域活性化、観光という視点があろうかと思

います。国土計画でランドスケープを論じる意義をもう一遍議論する必要があるのではないかと、美しい美しいと自分たちで言っていますが、観光客が諸外国に比べて相対的には少ないということから、本当に魅力があるのかということが一つあります。

ランドスケープを、今後の、特に次回の国土計画、実効性が非常に問われる国土計画の中で、どのようなものとして観念すべき、位置づけるべきものなのかというところをぜひご審議いただきたいと思

います。非常に重要な総合的な概念であるわけですが、反面、私の言葉ですが、具体的な実現の方策を掲げるのはきわめて困難な、理念を、今後の国土計画に掲げていく意義をどのように考えたらよいか。

あるいはその対極として、ある程度妥協しながら、直接的な目的手段関係を持った、何らかの手法の結果得られる実務的な政策も頭に入れて、実現を図るべきものとして位置づけるべきなのかということがございます。

そのあたりの軸足をどちらに置くのか、両方なのか、そのあたりをご示唆いただきまして、今後の検討に反映させていただきたいと思

以下、手法論ですので、どんな手法があるかをいろいろつくっています。

一つは機運の醸成であるということで、4ページに参りまして、後ほどご紹介がありますが、多摩・三浦丘陵のフットパスづくりなどが一つのよい例ではないかということがあります。

国家が、これが美しいランドスケープという定義はそもそも不可能ですし、すべきではないと個人的に思っていますが、当然地域が主体となり、関係住民や事業者の十分な理解と参画ということなわけですが、手法論、技術論として、土地利用計画に関するランドスケープの視点を適切に織り込んでいくのが一つの要素ではないかということと、景観法が策定されていますが、今、地域で一生懸命、地域独自の景観、あり方を考えていただいている最中ですので、それを期待を込めてお待ちしている状況だと認識しておりますが、制度的にはいろいろな手段が盛り込まれておりますので、これをフル活用する手は当然あるだろうというのがあります。

その上で、これが足りないということがあれば、いろんなご示唆をいただければと思います。

積極的につくっていくという意味で、ランドマークや建造物を保全していくということ、多様な主体による多様な取り組み、同じような言葉がここにも出ておりますが、いろんな団体、NPOや法人格を持たない団体も含めていろんな取り組みがなされています。

こういう取り組みを地域全体、あるいはわが国全体の価値を高める行為として正当に評価する仕組みが何かうまくできないかということとか、これもネットワークだろうということです。水と緑のネットワークの形成と非常に共通する部分が多いので、支援措置も共有できる部分があるだろうということがあります。

5ページに参りまして、国ができること、役所ができることは、何かをつくる時に施設整備、物的な空間形成と言っていますが、何かつくる時に勝手につくるんじゃなくて、ランドスケープという概念を明確に意識して、いろんな設計基準などに反映させていく必要があるのではないかということがございます。

機運の醸成にも絡みますが、いろんな部局に、ランドスケープの視点を重視してねということを働きかけていくことが基本ではないかということです。

実際に、たとえば市役所の、あるいは現場の本当の担当の方が、決してご専門ではない担当の方が、地域の人たちと一緒にあって美しいランドスケープを形成していくときの最低限の技術的なノウハウがあるだろうということにして、そういうものを技術開発していくこ

とが大変重要じゃないかと思います。

合意形成の手法とか関係者の参画の仕組みとか、いろんな計画手法についても技術開発の余地が大きいのではないかと思いますし、アドバイザーの派遣も一案ではないかということですか。

最後にランドスケープの定義にも戻るんですが、健全な森林経営や農業の展開とか、都市的土地利用の整序・集約化がされているとか、安全な土地利用がなされて、その結果としての総体として美しいランドスケープが生まれるということで、こういうことを進めていくべきだろうと思います。

6 ページにご参考に、これまでのランドスケープをめぐる経緯をごく簡単にご紹介しています。

平成10年に五全総、21世紀の国土のグランドデザインができて、そこで地域の自立の促進と美しい国土の創造というコンセプトが打ち出されていて、ごらんのような流れで、いろんな計画なり政策がなされてきている。

直近の新たな展開としまして景観緑三法、平成17年6月という大きな要素があるということをご紹介いたします。

参考資料2です。議論のご参考ということで、わが国の多様なランドスケープを写真でご紹介しています。

単に目に映ずる部分だけではありませんので、おそらくここで聞こえる水の音とか、人々のざわめきも合わせてランドスケープなわけですが、このような写真をいろいろな側面でご紹介して、議論のご参考にしていただければと思います。

著作権の関係で、出典がついているものについていないものがありますが、気持ちとしては、出典はあえてごらんにならずにやっていただいてもいいのかなと思います。景観法の概要のパンフレットをつけておりますので、ご参考にしてください。

○委員 資料4につきましてご説明させていただきます。

「自然環境に調和した美しいランドスケープの創造・創出の考え方」ということでメモをつけさせていただきました。

まずランドスケープの検討を行う際には、空間のスケールをしっかりと区別して議論することが大事だろうと思います。

ランドスケープの議論の中には、一つは大きな景観の構造、すなわち視点と対象のような立体的な構造もございますし、これがさらに広域のレベルで議論する段階から、地区レ

ベルあるいは具体の施設のレベルまでいろんな段階がありまして、それぞれで議論の視点がかかなり異なるということでございます。

広域のレベル、例えば都道府県レベルで申しますと、先日、私が関係していますNPO法人で、多摩丘陵から三浦丘陵にかけての環境やランドスケープをどうしようかという議論をいたしました。そういう大きなスケールの議論もございまして、この場合は広域の平面図的な視点で議論していくことになります。

もう少し小さなスケールになってきますと、例えば展望台から眺められる対象をどうするかという感じになって、立面的な視点からの検討が加わってくるようになります。さらに細かいレベルになりますと、具体の施設のデザインなどについて、形や色をどうするかという立体的な設計レベルの議論になってくるわけです。

こういういろいろなレベルの議論がございまして、これまでのランドスケープの議論は、細かいデザインのレベル、施設の色とか形をどうするかという議論が中心でございまして、もうちょっと大きいスケールの、都道府県レベル、市町村レベルあるいは地区レベル、このくらいの議論がどうしても手薄になっていたという実状がございまして、この委員会では、むしろそのあたりの議論をしっかりとやるべきだろうと思います。

そういう視点で、ランドスケープ構造を尊重した土地利用計画というあたりから簡単にご説明申し上げますが、まずは地形です。先ほども出てまいりましたが、地形が重要な手がかりになるだろうということでございます。

地形には二つの概念がございまして、一つはランドフォームと申しまして、起伏や傾斜度のように地表の形そのものがございまして、

もう一つは成因論的な分類と言いますか、台地とか低地とか扇状地などの地形分類に着目した見方というものがございまして、こちらの方は、やや広域の、例えば市町村レベルぐらいのところ、地形分類が地域のランドスケープの基調を規定するという側面があります。具体的には低地では水田景観が卓越し、台地では畑作景観が基調となりやすい、開発プロセスにおいても、低地が都市化していくプロセス、あるいは台地が都市化するプロセス、それぞれに違いが出るわけでありまして、こういうあたりをしっかりと意識していこうということでございます。

次に、こうした平面的な見方に対して、もう少し立体的な側面を加えたとらえ方があります。これにつきましては、樋口先生が「景観の構造」とか「日本の景観」で少し議論されていますが、例えば山辺の景観、山地と低地の境目になる場所にはいろんな文化的なも

のが集中したり、景観的に重要なものが沢山ございます。

さらにもっと細かいスケール、地区スケールぐらいになってきますと、現場の地形に即した立体的なとらえ方が重要になってきます。

ここに絵を載せましたが、これは農水省の委託で、農業土木学会で検討しています田園居住空間整備に関するマニュアルづくりの、私が担当しましたところをコピーしたものであります。例えば図-1は地区レベルから市町村レベルぐらいのスケールの図ですが、これを見ますと、中央に低地が広がり、両サイドに台地がありまして、その境目に段丘がある、そういうものが地域のランドフォーム、地形を規定するわけで、そういう中で、土地利用やいろんな施設配置をどういうふうにおさめていくかという議論が必要になります。

もう1枚めくっていただきますと、地形の流れや、大きな地形の構造から生まれるランドスケープの脈絡みたいなものが示されています。施設をつくる、あるいは土地利用を考えるときに、それが周辺の視点場などからどういうふうに見られるか、あるいは区域の中から周りのランドスケープの対象がどういうふうに見えるかという議論もございます。これまでの地域づくりの中でこういう議論が意外となされていないという実態がありまして、自然環境に調和したランドスケープをつくる上では非常に大事だろうということでありまして、そういう中でのおさまりを考えていく、そういう観点が必要であると思います。

ランドスケープを見る目というお話がございましたが、例えば都道府県レベル、市町村レベルでこうした特性をまとめた景観基本図のようなものを作成しまして、それを普及させていくことが大事だろうと思います。

次のページですが、フットパスの絵が載っています。フットパスと申しますのはイギリスで盛んな田園地域をめぐる歩道のことでございます。

前回の委員会でも少しご紹介がございましたが、イギリスではサイクリングロードも含めてパブリックパスと申しまして、田園地域をめぐるこれらのネットワークがイギリスの国じゅうに整備されています。

そういったものを日本でも整備しようじゃないかという話が盛んになりつつあり、北海道のオホーツク海に面した地域などでもそういう動きが進んでいるわけですが、私が関係していますNPO法人が中心となって、町田市北部の多摩丘陵あたりでそういう計画を進めています。

この場所は、これまでの議論にも出てきましたように、都心への人口移動が始まっていて、郊外の開発がだんだん縮小しているわけですね。対象地も多摩ニュータウンの開

発が将来広がる計画だったのですが、それが白紙撤回されて、伝統的な里山の環境が残された場所でございます。そういう場所のランドスケープをどう保全するかということでいろいろ議論してまいりました。

多摩丘陵ではもともとウォーキングが盛んになりつつあったわけですが、そういうものをしっかり位置づけたマップをつくらうということになりまして、フットパス計画に着手しました。行政主導ではなくて市民団体（NPO法人）がこういうものをつくり推進しているということが重要です。

フットパスの大事なところは、単なるモノとしての遊歩道ではなくて、市民と田園のランドスケープを結びつける役割を持つということでありまして、現在田園ランドスケープを人々が味わう仕組みがなかなか整っていないわけですが、こういったものをつくることによって、ランドスケープと市民の結びつきが非常に強まる、すなわち市民の田園ランドスケープへの重要なアクセス手段が確保されるということになります。こういうハード・ソフト両面からの対策を考えることが必要ということでございます。

以上、私の考えをご紹介させていただきました。

○委員長 資料3、資料4及び参考資料2をご説明いただきました。ランドスケープの議論ですが、事務局もかなり迷って、悩んでいるところですので、ぜひさまざまご意見をいただければと思います。

○委員 ランドスケープの概念については多面的であるというとらえ方をすることによって話が始まっているのでよけいにわかりにくくなっていると思いますが、おおよそで言うと、エコロジーの考え方と、ビジュアルな考え方を並列的に考えていけばいいと。

その際に、それにまつわるいろいろな要素を考慮しなきゃいけないという話としてまとめていけば、基本的にはいいと思います。ランドスケープに関する大きな二つの流れですから。

そのうちの景観はビジュアルな方で、しかも、これはどちらかというと現実の空間に即していろいろ議論が進んできていて、これは相当程度国民の支持も得ている。そこまではいいと思います。

一方で、エコロジカルな議論は、ランドスケープという言葉とか景観という言葉を使っていないけれども進んできているんです。

ここでの論理の間違いだと思うのは、ランドスケープの議論と、水と緑のネットワークを切り離していることだと思います。

そうではなくて、それは国のレベルのランドスケープのトータルな、つまり人間と自然の関係の再構築という大きな命題のうちのエコロジカルな部分に主に焦点を当てた場合に、水と緑のネットワークという考え方が、日本の国土の人間と自然の健全性を再生するには重要な鍵になるというとらえ方をし、一方で、景観という言葉にあらわされる視覚的、しかも価値的なものを含んだものを再生していく場合には、国がこういうものを規制するという形ではなくて、それぞれの地域がみずからの主体的な意思でそれぞれの価値を選び取っていく運動体としてやっていくという位置づけになって、国の役割は何かというと、おのずから上の方の話をしましょうということになると思うんです。ですから、そもそも切り分け方が問題だと。

特に、ランドスケープのエコロジカルなアスペクトは、アメリカとかヨーロッパで普通なんです。日本だけがランドスケープというと風景だけの話にしてしまう。これは私一人が言っているんじゃないなくて、鷲谷委員が多分応援してくれると思うけど。それが一つです。

2番目として、国の中で何が大事かということ、持続可能な社会を言っているわけですね。持続可能な社会は、下手をすると持続可能な画一社会になるんです。みんながそろって温暖化防止を言い、みんながそろって循環型社会を言う。それは効率性から言うと、同じ社会像をイメージするんですよ。

だけど、本当にそれでいいのかというときに、もう一つの問題として文化的多様性というものができて、文化的多様性があるからこそ、同じ目標を持っていても地域的な出方が違ってくる。姿が違うんだ、ましてや、そこに自然的な差があればもっと違うでしょうという話になるんじゃないかと思います。その議論が前提としてあるべきです。

こういうものを、そもそも自信がなくて、必要ですかみたいな話は、もしそうだとすると担当者が問題なので、こういう議論は21世紀の国土計画の中できわめて重要なテーマで、逆に言うと、よそから借りてきた資料を全部取ったときに、よその法律を全部取ったときに国土計画は何が残るんだということをやったら、かなり数少ない残るうちのひとつじゃないかというのがこれまでの議論ですよ。ですから、そのことを踏まえて、このことについてはきっちりと議論していかなければいけないと思います。

特に日本にランドスケープ的な価値があるかどうか、これはいままでのランドスケープに関する世界の大きな流れを見ればわかるので、これは地域の人たちを中心に、国から全部、自らの地域に誇りを持つことを始めない限りだめなんですよ。いいか悪いかじゃなくて、どうやったら誇りを持てるか、誇りを持つことによって、そういうものを再生しよう

とする機運が高まるかどうかというので、そもそも日本の田舎に誰も来ていないけれども本当にいいんですかねということをして国の役人が言うべきじゃないので、そののちから話を始めてもらいたいと思うんですね。

そういう意味で、一つの柱としてキチツとした、景観の問題で、私はよく理解しましたが、法律ができることはすごいことですね。ですから、国土計画の中で、たとえばランドスケープ基本法みたいなものが、あるいは基本計画みたいなものが必要だということを訴えてくれれば、それはそれでものすごい効果を持つんじゃないかと思います。

○事務局 私どももここ数年、景観という非常にわかりにくいものを理解をしてもらうところから始めて、政治の世界、行政の世界、それを法律の形で国会の議決を得るという大変な苦勞をした。その経験からすると、次に国土計画にランドスケープという概念を入れ、ランドスケープ基本法をつくるべきだということを書くことは簡単に書けますが、書く以上は、法律を作って何を守るんだ、そして守る結果、どういう公益があるのかということを含めておく必要があります。そのため、いまの景観というレベルを超えて、生態系とビジュアルなものとの結合させるためにはここを攻めろというところが、まだ勉強が足りないせいもあるんですが、そういうところをご指導いただきたい。

正直言うと、今、その意味で迷っている。ここを一步踏み出す以上は、先ほどお話がありました、きれいなもちでいいのか、食べたくなるもちでいいのか、食べた以上はためになるもちにするのかというところの、ぜひとも、いままで国土計画、役に立たないじゃないかという議論がある中で法律改正までして新しく国土形成計画をつくるものですから、多少苦くてもためになるものにしたいなという気持ちですので、ぜひともよろしくお願いを申し上げます。

○委員 まさにそういうことだと思います。例えば中山間地域の耕作放棄地の問題とか、現在出ている都市の今後の衰退の問題とか、そういう問題が、それぞれはバラバラでやられているわけですね。政策としたら、それぞれの省庁で。

そこをどうやってつなぐと、よりポジティブな解が出てくるかということを含めれば、従来とは全然違うような新しい打ち出し方になるので、そこは国土計画らしい打ち出し方はできるだろうと思って申し上げているので、展望がないわけではないと思います。

○委員 ランドスケープを保全したり再生しなければならぬときのランドスケープの美しさは、情緒面に訴える視覚的な美しさもあると思いますが、本質的には生態系複合の持つ機能の美しさであると思います。

健全な生態系複合みたいなものがあると、それを見て大変心地よかったり、美しいと私たちは感じるんですが、そこが安全で、物心ともに豊かな暮らしを営める関係であるということだと思いますが、それはどうしてかと言えば、ホモサピエンスには、環境を判断する認識の力が進化して、適応進化で備わっているからですね。

だから、見た目の美しさ、ある程度それに頼るのはいいかもしれないんですけども、感覚は欺くことがありますので、現代の私たち、狩猟採取時代だったら、多少の経験と見た目ぐらいで判断しなければいけなかったかもしれませんが、現代の私たちは、先人が蓄積してきたさまざまな経験や科学というもので、機能とか、その機能の複合とか、健全な構造とか、そういうものを評価できるようになっていると思いますので、ランドスケープもそのような見方を入れていくと、これからつくっていくべき国土を考える上での概念として、つまりランドスケープという言葉、日本ではかなり特殊な、景観と訳して、特殊な限定された意味で使われてきたと思いますが、もう少しグローバルスタンダードと言いますか、国際的に通用するランドスケープの概念にしていくと、本質的に重要なキーワードになっていくんじゃないかと思います。

○委員長 今日には二つに分けて、水と緑のネットワークの形成の議論とランドスケープを分けているけれど、それは一体として議論しなければ、一体としたペーパーにしなければ本来いけないのではないかというご意見と考えるとよろしいですか。

それとも、今回のようにある程度分けて両者の関係を考えていけばいい。どちらですか。

○委員 私は一体だと思います。

○委員 そこまで考えてはいなかったんですが、内容的にはかなり重なるんじゃないか。

見た目の美しさだけということになると別々に論じた方が適切かもしれないんですが、ランドスケープという言葉も、もう少し機能的な面を重視して使っていくとなるとかなり一体的な、水と緑も美しいネットワークであるべきだと思いますし。

○委員長 そのへんも含めてご意見があればと思います。

○委員 私はどちらかと言えば、現段階では分けて考える派ですが、最終的には同じようなものだというのはそれはそれで結論だと思います。

ただし、事務局が悩まれたように、生態も悩んだわけですね。ランドスケープももう一歩おくれて悩んでいる。

生態はどうやって悩んだかという、生態が何であるかは、ここでランドスケープについて議論がありましたように、あるいは麻生委員が説明されましたように、気候があって、

地形があって、その上に、地形の中には、流域の問題で、土砂が流れてきて、水が流れてきて地形ができるというプロセスがあって、そこに生物が、いろんな機能を持ちながら住んでいる、これが生態系という理解ですが、これが人間活動によって若干さまざまな影響を受けている。

影響を受けなければ、一つのポテンシャルとしての生態系という概念が、我々の、そこへ至ることを考えるわけじゃないんだけど、一つの生態系をイメージできる、そういうポテンシャルの中に生態系が存在するんだけど、人間活動によって若干デビエートしているという見方、これと同じようなことがランドスケープの中にも言えると思います。

気象があって、気候があって、地形がある。これは流域の中に雨が降って、土砂が流れていろいろ地形ができる。その中に人間が、それに適したように、さまざまな歴史を持って風土をつくってきたわけです。

そういうことが、後ろのランドスケープを考えると一つのポテンシャル。生態の方では潜在的という表現をされますが、ポテンシャルだと。

最近近代化によって、人間活動がそれぞれのユニットごとで成立するようになった。すなわち生産緑地は、生産緑地をどこへ持っていても、一つのユニットで当てはめることができるし、都市圏というユニットをつくり上げて、ランドスケープのどこへでも持って行って、それを成立させるように人間がすることができてきたわけです。工業地域、商業地域それぞれ、昔は風土、ランドスケープに合ったところに配置していたものが、一つ一つのユニットを完成させることによって、どこへでも置くようになった。それがランドスケープをひずめてきている。

この辺は、生態系が人間活動にひずめられているんだけど、人間活動を若干意識しながら、すなわち里山というものも含めながら保全していきましょうということを行っているのと同じように、日本の風土の中に人間活動のユニットをどう配置していくかということを考えていく形で、同じようなシナリオを持っていると思います。議論のシナリオ。

これを十分議論してから、おっしゃるように本当は合体だねという話になってくるといいと思いますが、その前の段階では、私が今ご説明しましたようなプロセスを考えて、ランドスケープはいかにあるべきか。現在どうしてランドスケープがひずむようなことになっているのか。

そうしますと、麻生委員が言われるような非常に大きなスケールでのランドスケープという概念と、私が言いました一つ一つのユニットができ上がっている都市なら都市、そこ

も歴史的なもので若干の変化を受けているとか、そういうものを意識しながら、メディアムスケールでのランドスケープ、それぞれのもっと身近なランドスケープ、麻生委員のおっしゃるスケール感を持ち込む。

生態の方でも同じことを、スケーリングという問題は同じような問題として存在する。それを一緒にしないで、しばらくは並列で考えるのがいいんじゃないかと思います。

○委員 私も全く同じですが、ランドスケープ的な考え方というか、ランドスケープエコロジー的な考え方もドイツ的なものとアメリカ的なものとあって、ようやく今、生態をやっている人たちの間でもそういう視点が定着してきているとは思いますが、まだランドスケープという言葉自身が、一般の人たちが受ける印象としては景観、ビジュアルな部分でのイメージが非常に強くて、今の状態で、水と緑のネットワークという自然環境保全的な話とランドスケープの話と一緒にしてしまうと、人間主体の話ばかりが先行してしまうような危険性があるんじゃないかと思います。

今ここで、この国土利用計画は人間の利益ばかりではなく、もう少しこれから何十年あるいは100年ぐらい、もっともっと先も含めて、日本の国土のあり方を考えていこう、その中で経済とか開発優先のやり方を見直してという動きで来ているのであれば、今はまだ、私もゆくゆくは、ランドスケープの形成はすべて自然環境がベースにあって、そこで風土とか歴史ができ上がって、今の私たちの暮らしがあるわけですから、それが一体化するのは当然だと思いますが、今の段階では、まだきちんとそれぞれの話を整理して、特に先ほどリテラシーという言葉もありましたが、実際活動していても、市民レベルでの自然に対する認識とか情報がまだまだ、本当に保全を考えたときに、科学という観点が非常に重要だというのはいつも思っているし、そういう市民も増えてきているんですが、まだまだ必要なレベルにまで達していないというのも事実であって、その部分を高めていきながら、こういった議論を一つずつ積み重ねて、市民もわかりやすい形で提示していったら、最終的に大きな方向が、こういった流れがあるんだよといったような示し方のほうが現実的じゃないかと思います。

○委員 ランドスケープという言葉は景観と日本では訳されていますので、そっちばかりにいくということで、エコロジーアスペクトが重要なのと、どっちかというとは私は一緒に議論した方がいいなあと。

ただ、そうなるとう歴史・文化という視点が抜けてきますので、そこを別にしゃべる。もしくは二次的自然、里山の問題と、エコロジー、ランドスケープというのは非常に近いの

かなと。ただ、遠景の問題もございますが、そういったことが重要かなと。

それと美の方、ビジュアルは非常に価値が多様で、決めていくのは難しいと思います。

今回いただいた資料の中に、たとえば新宿歌舞伎町の景観を評価する人も、海外の人は非常に多くて、ラブホテル街がいいという海外の人も多くて、非常に多様な価値を持っているので、それがどうかというのを決めていくのは非常に難しいと思うんです。

ですから、むしろ環境をどうやって保持していくのか、二次的自然をどういうふうにつくって、二次的自然をどうやって管理していくのかという観点で、歴史・文化を生かした上でどういうふうに関土計画を考えていくのが重要かなと思います。

○委員長 国土計画としてはどうかという議論で考えてみた場合に両者の関係をどう考えるかということと、全体の議論と分けてご議論いただいて。どちらかと言うと事務局は国土計画として悩まれているわけですね。その辺のことも含めてご意見をいただければと思いますが。

○委員 いままでお話しされたことはどちらかというを見る側と言いますか、受益者側のお話が多かったと思いますが、実際に問題になるのは生産者、担い手がどうなるかということが一番問題になるんじゃないかと思います。

景観法で問題になりますところの都市景観とか歴史景観、さらに知床とか富士山とか、奥山と言いますか、本当の自然が残っているところ、今言ったところ以外のところが一番面積が多いわけで、そこをどうするかが問題になると思います。

お考え願いたいと思いますが、そういう景観を担ってきた者は一体誰だったのかということですが、例えば山林にしましても、山に住んでいる人たちが、素材を生産している人たちが担ってきたわけじゃなくて、都会に住んでいるお金持ちとか庄屋さんとか、あるいはお酒屋さんとか金融業者とか、こういうような方々がつくってきたものであって、産業界が担ってきたと言ってもいいと思います。

そういう方々がそれをつくっていく過程で、儲かるからなんてやった人は少なかったと思うんです。儲かるからやったんじゃなくて、神様に対する恩返しといいですか、自然に対する畏れで、お金が儲かったから、お金が入ってきたから、これを何かに返すのは、吉野の山に杉を植えたいということであったので、杉を植えた当時、100年、200年後にお金になるかどうかはわからなかったと思う。

今の山林を経済価値で考えてやったわけでは決してない。恩返しみたいなつもりで、地球福祉を産業界がやってきたことを思い起こすべきで、日本の景観をどうやって守ってい

くか、景観というより、国土を守っていくかというときに、産業界にどうかかわらせるかで、つい最近までの話ですが、農業も林業も、農地開放とかいろんな産業界のことがあって、これから何とか保ってきたのは、兼業農家、兼業林家が担ってきたと言ってもいいと思うんです。

ところが、兼業農家がなり立たなくなってきた、ごく一部の専業農家に依っているけど、専業農家だけでなり立つかという問題がまだあると思います。

兼業農家じゃなくて兼業農業にならないと、産業界が農業と一緒にやってもらわないと、林業についても産業界がスポンサーになってもらわないと国土の保全はできないんじゃないかとさえ言えると思いますが、見る側だけじゃなくて、担い手をどうするかということも一つの視点として入れていただけたらと思います。

○委員 私は、ランドスケープという概念が広く水と緑を含むということを知らしめる意味で象徴的に使うのがいいのではないかと考えます。

水と緑とランドスケープを別にするか、一緒にするかは、自然と人間活動を一緒になったものとしてランドスケープが明確に定義されていると思いますが、水と緑の場合には若干自然だけを抽出したような印象もあって、それは違うだろうと思います。

本来は、このランドスケープで言っているのと同じように、人間が手を加えた自然というものについて、我々は非常に守りたいと思っているんです。

そういうことを考えていますと、1ページで、例えば昔ながらのコミュニティの崩壊に従って、美しいランドスケープの担い手が失われているということは、水と緑でも気になって申し上げなかったんですが、江戸時代ユートピア論みたいなものがあって、江戸時代は何でもよかった、循環型社会だし、里山もあったという話もありますが、そういうことを我々は目指しているんじゃないだろうと私は思います。

ここで言うランドスケープも、美しいランドスケープをつくらうと思ってつくったわけではなくて、例えば石垣島の屋根がそろった住宅も、台風が来る環境制約があり、材料の制約があって、技術の制約があると同じようなものができて、結果として、それが非常に美しいランドスケープとして残ったとか、もしくは棚田も、一生懸命食糧生産をするためにつくったものが残っている。

春の小川としていいランドスケープと思っているものはほとんど自然の河川というよりは農業用排水路であったりしますので、人間活動とうまく調和していることに関する自然が、水と緑のネットワークでも考えるべきだと私は思いますので、そういう意味では一緒

に話し合ったらいいのではないかと思います。

2のランドスケープとは何かのところ、水を利用するとか、洪水から家を守るとか、そういうことを通してできてきた風景と言うとビジュアルだけに見えるかもしれませんが、自然とのつき合い方、構造物を含めて、そういうものがあって、それを保ちたいんだろうと思うわけです。

3ページの、以下の点が重要ではないかというところですが、美しいランドスケープは本当にいいかどうかということに関してです。

といいますのは、一部はそうだと思いますが、芸術家がつくった家が住みやすいか、伝統的な、例えば合掌づくりの家に住んでいて、住んでいる人が快適かどうかということを考えますと、そういうことがプラスになる地域もあって、観光を考えるとそうですが、おそらく日本全国は観光地として美しい必要はない。住んでいる人の快適性とか安全性とか、そういうものが基本的にあって、水、食糧、エネルギーが、欲しいだけ手に入るのいいかどうかは別にして、欲しいと思ったら手に入るということがあって、それに加えて、ここは観光だとすると、そのためにどういう魅力をつくるかということがあると思いますので、美しいランドスケープの効用として、それは快適な生活環境があるというよりは、快適で安全な生活環境があって、その中で美しいランドスケープの場所もあるということではないかと私は思います。

観光客が少ないことは気にしないでいいことで、銀座のすし屋が、隣のハンバーガー屋に客はたくさん行くけど、うちのおいしくないのかなと言うようなもので、やはり値段が高すぎると、来られる客も限られているということだと私は思います。

景観法ですが、これは余談になりますが、永久構造物だけではなくて、仮設の構造物についてもこういう考え方がぜひ組み込まれるようなことを今後考えていただけないか。

これは個人的な恨みですが、家の目の前に10数メートルの工場が道の真ん中にできて非常に迷惑しているんですが、建築許可が出て、仮設構造物だからいいんだということになっているということで、都市局の方、何とかしてほしいんですが、仮設構造物だから全然気にしないでいいということはおかしいんじゃないか。仮設といっても4年、5年置いておくつもりらしいので、そういうところに目を配っていただければと思います。

○委員 2点ばかり。基本的にはお話しになったのと同じような考え方を持っています。

景観というと、美しいというキーワードが出てくるんですが、美しいというのが結構ミスリードするキーワードじゃないかと思っています。

景観とか生態系という場合に、基本的にはキーワードにいろんなことが出てくると、それぞれに個別のキーワードが出てきて、トータルにわれわれは何を目指すのかが分散して見えにくくなる。

私の日常的な感覚で言いますと、アメニティだろうと思います。

アメニティという概念の中で景観をどうとらえていくのか、生態系をどうとらえていくのかといったような構造を明確にしていく必要があるだろう。

なぜ今、景観が問題になるかという、昔の伝統的空間はそれなりにいろんな社会的規制があって、町方は町方でしか住めなかったとか、伝統的なそれなりの規制があって、野放図にされていて統一を保っていたんじゃないかと、江戸時代における社会的な統一・規制のもとでああいう景観ができていた。

我々は、さっき委員長がおっしゃったように、新しい時代での基本的なトータルの方向図をまだ描けずにいる。個別の開発が進んでしまって、意識化してコントロールしなきゃいけないということが景観に対しての問題意識を生んでいるんだろうと思います。

もう一つ、私の聞き違いであればいいんですが、さっき機能美だとおっしゃった。

我々、農業部門でのコンストラクションに当たっているわけですが、いままで生態とかいろいろな分野から一番非難をされたのは、我々が伝統的に持っていた機能主義なんです。機能主義的な方法論が否定をされて攻撃をされた。我々は機能主義からいかに脱却していくのか、新しい価値をつくっていくのかというところで悩んでいます。

先ほど使われた言葉と、私が言っていることとちょっと違っているのかもしれませんが、都市も機能を単一化しすぎたために問題が起きているという指摘も出ています。 こういった中での空間像のありかたみたいなものが問われているのかなという気がいたしました。
○委員 生態系複合の機能美です。その機能は人間だけがデザインしてつくった機能ではなくて、生態系が発揮する機能のことですけれども、そこには人がある意図のもとにつくった機能も同時にあるわけですね。

だから、人と自然との合作で生じている機能、その機能を通じて私たちは、自然の恵みと言われているような財とかさまざまなサービス、浄化の機能とか、農業でしたら、水を必要な時期に利用できる機能とか、それは人の意図だけではなくて、洪水とか河川とかの自然の機能にも依存しているものですね。

機能を、そのように広い生態系の機能という意味で使わせていただきました。

○事務局 水と緑とランドスケープは私どもが一番苦しんでいる、他の委員会の中でも一番

苦しんでいるところですが、水と緑とランドスケープは熟度が違う感じがありまして、水と緑は、さかのぼると三全総ぐらいからやっけていまして30年、毎年のように調査費を使ってやっけていますし、今回は具体的な骨太のものを施策として出せないかと思ってペーパーをつくらうとしている。

ランドスケープは平成16年5月の総点検で初めて私どもとしては使わせていただいて、その思想性、哲学的なところ、考え方をまだまだこれから考えなければ行けないし、景観法の影響がどういうふうに出るかということも、今の時点ではよくわかっていない状況でございますので、その辺も合わせて考えないといけない。そういう意味で二つに分けさせていただきます。

いずれにしても、他の委員会でストックをやっけていますが、ストックの中には先人の蓄積、里山とか棚田ということも含めた概念で議論をしようとしていますので、今回の計画の中でストックは非常に重要な柱ですし、そういう意味ではランドスケープとか美しい国土は柱として残っていくと私どもは思っています。

○委員長 プロセスからいって若干差があるから、とりあえず分けて考えていくが、最終的なまとめはどうなるかは、これから皆さんのご意見をいただきながらまとめていくということよろしいですか。ありがとうございました。

まだまだご意見があると思いますが、この辺で終わりにしたいと思います。事務局から連絡事項をお願いいたします。

○事務局 どうもありがとうございました。

次回の会合ですが、11月18日、金曜日、18時からでございます。場所は本日と同じ3号館11階、共用会議室で開催いたします。

本日の議事要旨は速やかに事務局にて作成して公開いたします。議事録につきましては、先生方のご了解を得てから公表させていただきたいと思っております。

いろんなキーワードをいただきましてありがとうございました。こんなもので悩みは解消しないのでありまして、今後ともいろんなお知恵をいただけてまいりたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

○委員長 それでは本日の会議はこれで閉会といたします。ご苦労さまでした。